

伊那市から転出される方へ

R5.6



伊那市にお住まいの間は、市政発展のためご協力いただきありがとうございました。

新住所地にお住まいになりましたその翌日から14日以内に新住所の市区町村役場へ必ず転入の届出をしてください。

(正当な理由がなく14日以内に届出をしないと、過料に処せられる場合がありますのでご注意ください)

◎転入届に必要なもの (1) 転出証明書

※マイナンバーカードや住民基本台帳カードを利用して転出された方は、転出証明書のかわりに該当のカードをお持ちください。

(2) 転入届をする人の本人確認ができる身分証明証(マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等)

(3) 転入先の世帯の国民健康保険証(加入されている方)

手続きが必要な人	伊那市での手続き	新住所地での手続き
住民基本台帳カードやマイナンバーカードをお持ちの方	伊那市での手続きはありません。 (転出届後は、カードを使用しての証明書は取得できません。)	住所変更のお手続きが必要です。暗証番号がわかるようにしてご持参ください。本人以外が手続きする場合は、窓口でお尋ねください。
印鑑登録者	転出(予定)日をもって登録が抹消されます。印鑑登録証をお返してください。	必要な方は登録手続きをしてください。
国民健康保険加入者	転出(予定)日をもって資格がなくなりますので、保険証を市民課又は支所へお返してください。	加入手続きをしてください。
後期高齢者医療制度加入者	保険証は住所地での発行となりますので、保険証をお返してください。 (県外転出の場合は、健康推進課で手続きをしてください。)	後期高齢者医療担当窓口でお尋ねください。
国民年金加入者(第1号被保険者)	転出(予定)日をもって転出先へ住所変更になります。	国民年金の加入・変更等があれば、手続きが必要になる場合がありますので、年金手帳をご持参のうえ窓口でお尋ねください。
年金受給者	伊那市での手続きはありません。	最寄りの年金事務所へ、住所・支払機関変更届の手続きが必要になる場合がありますので、窓口でお尋ねください。
小・中学校の児童・生徒	現在の学校で転校手続きをしてください。	在学証明書を持参のうえ、窓口でお尋ねください。
児童手当受給者(特別)児童扶養手当受給者	子育て支援課で手続きをしてください。	児童手当担当窓口でお尋ねください。
福祉医療の受給者(子ども・障がい者・ひとり親家庭等)	転出(予定)日をもって資格がなくなります。受給者証をお返してください。 未請求の医療費は転出前に申請してください。	市町村ごとに制度が異なりますので、窓口でお尋ねください。また、伊那市の所得証明書が必要な場合がありますので、ご確認ください。
身体障害者手帳等の交付を受けている方	伊那市での手続きはありません。	手帳を持参のうえ、住所変更の手続きをしてください。
介護保険被保険者(65歳以上の方)	転出(予定)日をもって資格がなくなりますので、被保険者証を社会福祉課又は支所へお返してください。	介護保険担当窓口でお尋ねください。
要介護(要支援)認定者	転出(予定)日をもって資格がなくなりますので、被保険者証を社会福祉課又は支所へお返してください。新住所地での手続きのため、受給資格証明書をお渡します。	介護保険担当窓口でお尋ねください。
上水道を利用されている方	伊那市上下水道料金センター(1階)で、水道使用中止届 <small>※3営業日以後の閉栓はWebでも届出可能です。(伊那市HP→くらしの情報→水道・下水道・浄化槽)</small> にご記入ください。事前に電話連絡をされた方も同様です。	市町村ごとに手続きが異なりますので、窓口か電話でお尋ねください。
伊那市営霊園使用者	生活環境課で手続きをしてください。管理人(市内に住所のある人)を定め、届け出ていただく必要があります。	新住所地での手続きはありません。
犬の飼い主	伊那市での手続きはありません。	伊那市の鑑札を持参のうえ、犬の登録に関する届出をしてください。

※都合により転出を取りやめたときは、必ず「転出証明書」と本人確認のできる身分証明証を持参して、伊那市で転出の取消し手続きをしてください。

軽自動車税(種別割)

伊那市から転出される皆さん及び伊那市へ転入された皆さんへ

～ 軽自動車・オートバイ・トラクター等を所有されていませんか? ～

軽自動車・オートバイ等を 購入したとき 名義が変わったとき 住所が変わったとき などは、下記の表により手続きをしてください。

種類	市役所税務課で手続きをする車種						軽自動車検査協会、運輸支局等で手続きをする車種							
	原 動 機 付 自 転 車				小型特殊自動車		軽 自 動 車					小型自動車		
区分	50cc以下	90cc以下	125cc以下	ミニカー (50cc以下)	農耕用	その他	二 輪 (250cc以下)	三 輪	四輪貨物 自家用	四輪貨物 営業用	四輪乗用 自家用	四輪乗用 営業用	二 輪 (250cc超)	
H27年度まで	1,000円	1,200円	1,600円	2,500円	1,600円	4,700円	2,400	3,100	4,000	3,000	7,200	5,500	4,000	
H28年度から	2,000円	2,000円	2,400円	3,700円	2,400円	5,900円	3,600	3,900	5,000	3,800	10,800	6,900	6,000	
重課								4,600	6,000	4,500	12,900	8,200		
手続き等	登録	① 届出者の本人確認証(運転免許証等) ② 販売証明書等で車名及び車台番号の確認できるもの						<p>○各区分により下記のところでの手続きになります。詳細については、それぞれ該当する事務所へ、直接お問い合わせください。</p> <p>1 軽三輪・軽四輪の軽自動車(660cc以下)の手続きは下記へ 軽自動車検査協会 長野事務所松本支所 住所 松本市平田東2-1-11 電話 050-3816-1855 受付時間 8:45～11:45 / 13:00～16:00</p> <p>2 軽二輪(125cc超～250cc以下のオートバイ)、小型二輪(250cc超のオートバイ)の手続きは下記へ 北陸信越運輸局 長野運輸支局 松本自動車検査登録事務所 住所 松本市平田東2-5-10 電話 050-5540-2043 (機械による音声案内) 受付時間 8:45～11:45 / 13:00～16:00</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>上記1.2の車種について、手続きの事務代行をしています。 上伊那自家用自動車協会 住所 伊那市上の原6002-1(車検場・SBC送信所横) 電話 0265-72-7121</p> </div> <p>※転出先が「松本ナンバー管轄地域以外」のときは、転出先の市区町村役場で手続き場所をお問い合わせください。</p>						
	廃車	① 届出者の本人確認証(運転免許証等) ② 標識(ナンバープレート)の返却 ③ 標識交付証明書												
	名義変更	① 届出者の本人確認証(運転免許証等) ② 新旧所有者の自署 ③ 譲渡証明書、標識交付証明書、廃車証明書などで譲渡が確認できるもの ・「1車両1標識」となるため、上記の「廃車」及び「登録」の手続きとなります。												
	車台変更	① 届出者の本人確認証(運転免許証等) ② 標識(ナンバープレート)の返却 ③ 標識交付証明書 ④ 販売証明書等で車名及び車台番号の確認できるもの												
	転入の時	① 届出者の本人確認証(運転免許証等) ② 前住所地の廃車証明書または前住所地で発行された標識(ナンバープレート)の返却 ③ 自賠責保険証等で車名及び車台番号の確認できるもの												
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の手続きは、本庁税務課、高遠町総合支所市民福祉課、長谷総合支所市民福祉課、市民サービスコーナーで行います。 ・標識(ナンバープレート)を紛失したときは、ナンバーの弁償料200円がかかります。 ・盗難にあったときは、至急、警察署及び市区町村役場へ届け出てください。 ・転出先の市区町村役場では、必要なものが異なる場合がありますので、事前に確認の上、手続きを行ってください。 ・軽自動車以外の自動車については、県税事務所へお問い合わせください。 												

2022/12/5

※三輪以上の年税額は、上段が旧税率 中段が新車登録に伴う新税率 下段が新車登録から13年経過に伴う重課税率 です。

※軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。月割課税の制度はありませんので、ご注意ください。

※登録事項に変更があったときには、3月までに手続きをしてください。

- ・「廃車の手続きを依頼したのに・・・」「知人にオートバイを譲ったのに・・・」「車を下取りに出したのに・・・」などの問い合わせが多くあります。
- ・登録事項に変更があったときは、基準日4月1日前に手続きをしてください。正規な手続きが完了しないと、いつまでも税金がかかってしまいます。

